

熊本市障害者差別解消支援・虐待防止地域協議会設置要綱

制定 令和2年3月27日健康福祉局長決裁

改正 令和5年4月 1日障がい福祉課長決裁

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第35条の規定に基づき、熊本市障害者差別解消支援・虐待防止地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、障害を理由とする差別の解消及び障害者虐待防止の取組を推進するため、関係機関及び団体等が相互の連携を強化することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組、障害者虐待防止及び障害者虐待発生後の対応に係る連携体制の整備について協議を行う。

(構成)

第4条 協議会は、次の各号に定める機関等により構成する。

- (1) 障害者団体、家族会
- (2) 国の機関、地方公共団体
- (3) 障害福祉施設等
- (4) 民間事業者
- (5) 法曹等関係機関
- (6) 学識経験者
- (7) 障がい者支援部長
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は、障がい者支援部長をもって充てる。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(秘密の保持)

第7条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障がい福祉課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。